

令和 7 年小田原市議会 3 月定例会議案

(報告第 1 号～報告第 7 号)

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

目 次

報告第 1 号	専決処分の報告について……………	1
報告第 2 号	専決処分の報告について……………	3
報告第 3 号	専決処分の報告について……………	4
報告第 4 号	専決処分の報告について……………	5
報告第 5 号	専決処分の報告について……………	6
報告第 6 号	専決処分の報告について……………	7
報告第 7 号	専決処分の報告について……………	8

報告第 1 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分する。

小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の育児休業等に関する条例（平成4年小田原市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第26条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和 7 年 1 月 2 9 日

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、同法の条項を引用する規定の整理を行うに当たり、専決処分するものであります。

報告第 2 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 7 年 2 月 14 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 6 年 11 月 29 日
- 2 損害賠償額 139,568 円
- 3 相手方 市内在住者
- 4 事故の概要 令和 6 年 10 月 17 日午後 1 時 30 分頃、酒匂川スポーツ広場において、スポーツ課職員が乗用草刈り機で作業中、石を跳ねて相手方車両のフロントガラスを破損させた。

報告第 3 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 7 年 2 月 14 日提出

小田原市長 加藤 憲一

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 7 年 1 月 23 日
- 2 損害賠償額 37,042 円
- 3 相手方 市外在住者
- 4 事故の概要 令和 6 年 11 月 28 日午前 10 時 7 分頃、市内前川 778 番地付近の市道 5303 において、環境事業センター職員が運転する公用車が、直進してきた相手方車両を避けるため左にハンドルを切り停車しようとしたところ、当該車両の右側面の一部と接触し、これを破損させた。

報告第 4 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 7 年 2 月 14 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 6 年 1 2 月 3 日
- 2 損害賠償額 160,959 円
- 3 相手方 市内在住者
- 4 事故の概要 令和 6 年 1 0 月 2 日午前 7 時 3 0 分頃、市内田島 1 6 5 6 番 8 付近の広域農道小田原中井線において、道路上に張り出した樹木の枝が折れて落下し、走行中の相手方車両のボンネットを破損させた。

報告第 5 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 7 年 2 月 14 日提出

小田原市長 加藤 憲一

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 6 年 12 月 27 日
- 2 損害賠償額 73,766 円
- 3 相手方 市内在住者
- 4 事故の概要 令和 6 年 11 月 2 日午後 7 時 40 分頃、相手方車両が市内上曾我 179 番 1 付近の市道 0066 を走行したところ、路面の穴状の損傷箇所に落輪し、左前輪のタイヤを破損した。

報告第 6 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 7 年 2 月 14 日提出

小田原市長 加藤 憲一

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 6 年 12 月 27 日
- 2 損害賠償額 38,885 円
- 3 相手方 市外在住者
- 4 事故の概要 令和 6 年 11 月 2 日午後 9 時 20 分頃、相手方車両が市内上曾我 179 番 1 付近の市道 0066 を走行したところ、路面の穴状の損傷箇所に落輪し、左前輪のタイヤ及びホイールを破損した。

報告第 7 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 7 年 2 月 14 日提出

小田原市長 加藤 憲一

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 7 年 1 月 28 日
- 2 損害賠償額 47,055 円
- 3 相手方 市内在住者
- 4 事故の概要 令和 6 年 11 月 30 日午後 3 時 30 分頃、市内小八幡四丁目 2 番 4 号付近の市道 0060 において、相手方車両が道路側溝を横断したところ、側溝の穴を塞ぐセーフティキャップが外れ、右後輪に刺さり、これを破損させた。